

公告

大 健 公 告 第 18 号
令 和 3 年 2 月 1 日

ダイワボウ健康保険組合
理事長 村田 浩一



任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 令和2年9月30日現在の平均標準報酬月額：327,269円
2. 令和3年度における標準報酬等級：23等級 320,000円
3. 適用年月日：令和3年4月1日